

中央区立社会教育会館における撮影・配信等について

撮影・配信等を希望する団体は下記の条件をご確認・ご了承いただいた上でのご利用をお願いします。

1. 撮影可能施設および利用区分

利用申請を行い、会館運営者より承認を受けた場所、利用区分のみとします。

共用部の撮影はできません。

未承認での撮影・配信や二次使用が発覚した場合は、画像の削除・回収をお願いする場合がございます。

2. 対象および施設使用料

① 対象および施設使用料については裏面の「撮影・配信等の可否および使用料基準表」をご確認ください。

② 申請内容の虚偽が発覚した場合、追加徴収を行います。

3. 撮影・配信等の手続き方法

① 撮影希望日の1ヶ月～2週間前までに「中央区立社会教育会館撮影・配信等申請内訳書」を該当館に提出してください。

② 利用予定日の1ヶ月前～2週間前までに会館運営者および舞台技術者と必ず打合せを行い、調整・審査ののち、撮影承認の可否について打合せ終了後、1週間以内を目途に申請者に連絡します。

③ 実施事業に関してチラシ、パンフレット、ホームページなどで周知する場合は参考としてご提出ください。

④ 打合せおよび「中央区立社会教育会館撮影・配信等申請内訳書」の提出がない撮影・配信はいかなる場合も認めません。

4. 安全管理上の注意事項

① 消火栓及び消火器等の前に機材をおかないこと。

② 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等をおかないこと

③ 常に、避難路を確保することとし、通路等を機材でふさがないこと。

④ 万一、火災や事故が発生した際は、すぐに会館受付に連絡をとり、防災活動に協力をお願いします。

⑤ 撮影主催者の責めによる火災や事故で社会教育会館の備品や施設を破損又は人的な損傷が発生した場合は、全て賠償責任をお願いします。

5. その他注意事項

① 撮影・配信に関わる設備や機材はございません。主催側でご準備ください。

② ほかの利用者の活動の妨げにならないよう配慮をお願いします。

③ 撮影等により生じたゴミ等はお持ち帰りください。

④ 退館時は原状回復をお願いします。施設及び設備等を破損したときは弁償していただきます。

撮影・配信等の可否および使用料基準表

配信等方法	配信等対象	視聴料等徴収料金	ホール 使用料	集会室 の可否	備考
A 主催者管理下による配信 (PW・URLリンク提供あり等) 例)限定配信、Zoom 等	ア) 主催関係者	① 無料	100%	○	
		② 有料(1~1,000円)かつ 定員以下の配信人数	100%	×	
		③ 有料(1,001円~)または 定員超の配信人数	150%	×	
	イ) チケット購入者	① 有料(1~1,000円)かつ 定員以下の配信人数	100%	×	
		② 有料(1,001円~)または 定員超の配信人数	150%	×	
	ウ) 上記ア)、イ)以外の 視聴希望者 (※対象者を把握済)	無料	100%	×	
B 主催者管理下でない配信 (PW・URLリンク提供なし等) 例)HP貼付け、YouTube 等	不特定多数(対象者不明)	① 営利でない、無料	100%	×	
		② 営利目的、有料(1円~) (広告掲載やギフトイング による収入などを含む)	150%	×	
C テレビ放送	不特定多数(対象不明)		150%	×	
D DVD等頒布	ア) 主催関係者	① 無料	100%	○	
		② 有料(1円~)	150%	×	物販扱い
	イ) ア)以外	① 無料	100%	×	
		② 有料(1円~)	150%	×	物販扱い

※基準については、見直すことがあります。